

議案第70号説明資料

平成27年11月27日

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

資料

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1
新旧対照表		
第1条関係	.....	2～7
第2条関係	.....	8～22
第3条関係	.....	23

総務課

# 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## ○ 改正概要

平成24年8月に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）が成立し、その一部の規定が平成27年10月1日に施行されたことに伴い、関連条例の一部を改正するものです。（関連する政令：平成27年9月30日付けで公布）

## ○ 改正内容

- 1 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- 2 大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、旧共済組合員期間を有する者が施行日（平成27年10月1日）以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなります。

### <変更内容>

- ① 追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金として減額対象とする。
- ② 地方公務員災害補償法等の規定により加算することとされた額については、減額対象とならないよう、当該加算分を考慮した調整率を別途使用する。
- ③ その他、所要の改正を行う。

- 3 大磯町職員の再任用に関する条例の一部改正

一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、条文において引用している法令の規定が削除されたため、新たに規定される法令の規定が引用されるよう改正を行います。

### <変更内容>

【「特定警察職員等」の定義を定める規定：附則第2項】

×地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号（削除）



○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号（新たに規定）

- 4 施行日

公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用します。

大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正案			現行		
第1条～第24条 省略			第1条～第24条 省略		
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 省略</p>			<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115条)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧	0.89

改正案			現行		
	則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）				
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75		国民年金法の障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75		厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89		障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83		旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧船員保険法による障害年金	0.74		旧国民年金法の障害年金	0.89
				障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73

改正案

現行

改正案		現行		
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	旧国民年金法による障害年金	0.89	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84

改正案

現行

<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>
---	-------------

<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	<u>0.88</u>
--	-------------

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>

<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給す

改正案	現行
<p>べき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正前の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。</p> <p>4 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により</p>	

改正案	現行
<u>平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。</u>	
<u>5・6 省略</u>	
別表第1・別表第2 省略	別表第1・別表第2 省略

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正案	現行						
<p>第1条～第30条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる当該法律による年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第1条～第30条</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる年金たる給付</u>の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 978 349 1430"> <p>傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p> </td> <td data-bbox="349 978 958 1430"> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法</p> </td> <td data-bbox="958 978 1066 1430"> <p>0.73</p> </td> </tr> </table>	<p>傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法</p>	<p>0.73</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 978 1355 1430"> <p>傷病補償年金</p> </td> <td data-bbox="1355 978 1964 1430"> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</p> </td> <td data-bbox="1964 978 2072 1430"> <p>0.73</p> </td> </tr> </table>	<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</p>	<p>0.73</p>
<p>傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法</p>	<p>0.73</p>					
<p>傷病補償年金</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</p>	<p>0.73</p>					

改正案				現行			
	第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。 以下この表、次項の表及び第5項の表において 「障害基礎年金」という。）						
傷病補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第 1級又 は第2 級の傷 病等級 に該当 する障 害に係 る傷病 補償年 金にあ っては、 0.81)					
障害補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73		障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73	
障害補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第 1級又 は第2 級の障 害等級 に該当					

改正案			現行		
		する障 害に係 る障害 補償年 金にあ っては、 0.81)			
遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定による 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則 第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下 この表及び次項の表において「遺族厚生年金 等」という。)及び国民年金法による遺族基礎 年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭 和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」 という。)附則第28条第1項の規定による遺族 基礎年金を除く。以下この表及び次項の表にお いて「遺族基礎年金」という。)	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金 及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国 民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法 律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第28条第1項の規定により支給する遺族 基礎年金を除く。以下同じ。)	0.80
遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87			

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にか

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にか

## 改正案

かわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	障害厚生年金等	0.86
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88

## 現行

かわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

改正案			現行			
<u>傷病補償年金</u> <u>(第18条の2</u> <u>に規定する公</u> <u>務上の災害に</u> <u>係るものに限</u> <u>る。)</u>	<u>障害厚生年金等</u>	<u>0.91 (第</u> <u>1級又</u> <u>は第2</u> <u>級の傷</u> <u>病等級</u> <u>に該当</u> <u>する障</u> <u>害に係</u> <u>る傷病</u> <u>補償年</u> <u>金にあ</u> <u>っては、</u> <u>0.90)</u>				
	<u>障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障</u> <u>害について平成24年一元化法改正前国共済法</u> <u>等による障害共済年金が支給される場合を除</u> <u>く。)</u>	<u>0.92 (第</u> <u>1級の</u> <u>傷病等</u> <u>級に該</u> <u>当する</u> <u>障害に</u> <u>係る傷</u> <u>病補償</u> <u>年金に</u> <u>あって</u> <u>は、</u> <u>0.91)</u>				
<u>障害補償年金</u> <u>(第18条の2</u> <u>に規定する公</u>	<u>障害厚生年金等</u>	<u>0.83</u>	<u>障害補償年金</u>	<u>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金</u>	<u>0.83</u>	

改正案

現行

改正案			現行		
<p>務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.88</p>			
<p>障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>障害厚生年金等</p>	<p>0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.88)</p>			
	<p>障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金に</p>			
				<p>国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>0.88</p>

改正案			現行		
		あつては、 0.91)			
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族厚生年金等	0.84	遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等	0.89			
	遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92			
3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償			3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種		

改正案		現行			
<p>の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該<u>法律による年金たる給付の数が2である</u>場合にあっては、<u>当該法律による年金たる給付</u>ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該<u>法律による年金たる給付の数が2である</u>場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該<u>年金たる給付の2が支給される</u>場合にあっては、<u>当該年金たる給付</u>ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該<u>年金たる給付の2が支給される</u>場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			
傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75	傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
係るものを除く。）	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89

改正案			現行			
傷病補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	旧船員保険法による障害年金	0.83 (第 1級の 傷病等 級に該 当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、 0.82)				
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第 1級の 傷病等 級に該 当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、 0.82)				

改正案			現行		
	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)</u>			
<u>障害補償年金</u>	<u>旧船員保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>	<u>障害補償年金</u>	<u>旧船員保険法の規定による障害年金</u>	<u>0.74</u>
<u>(第18条の2</u>	<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	<u>0.74</u>		<u>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</u>	<u>0.74</u>
<u>に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u>	<u>旧国民年金法による障害年金</u>	<u>0.89</u>		<u>旧国民年金保険法の規定による障害年金</u>	<u>0.89</u>

改正案

現行

<p>障害補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)</p>	<p>旧船員保険法による障害年金</p>	<p>0.83(第 1級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償 年金に あつて は0.81、 第2級 の障害 等級に 該当す る障害 に係る 障害補 償年金 にあつ ては 0.82)</p>
--	----------------------	---

改正案

現行

<p><u>旧厚生年金保険法による障害年金</u></p>	<p>0.83 (第 1級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償 年金に あつて は0.81、 第2級 の障害 等級に 該当す る障害 に係る 障害補 償年金 あつて は0.82)</p>
<p><u>旧国民年金法による障害年金</u></p>	<p>0.93 (第 1級又 は第2 級の障 害等級 に該当 する障</p>

--	--	--

改正案			現行		
		害に係る障害補償年金にあつては、 <u>0.92)</u>			
遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	<u>0.80</u>	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	<u>0.80</u>
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	<u>0.80</u>		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	<u>0.80</u>
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	<u>0.90</u>		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	<u>0.90</u>
遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	<u>0.87</u>			
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	<u>0.87</u>			
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	<u>0.93</u>			
4	年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該年金たる損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる <u>法律による</u> 年金たる給付の額を控除した残額を支給する。		4	年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該損害補償</u> の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。	
	(1)・(2) 省略			(1)・(2) 省略	
5	<u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8</u>		5	<u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金</u>	

改正案

条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 省略

第6条 省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。（経過措置）

現行

の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法 <u>の規定</u> による障害年金	0.75
旧国民年金法 <u>の規定</u> による障害年金	0.89

7 省略

第6条 省略

改正案	現行
<p><u>2～4 省略</u></p> <p><u>5 第2条の規定による改正後の大磯町消防団員等公務災害補償条例（以下「消防新条例」という。）附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>6 第2条の規定による改正前の大磯町消防団員等公務災害補償条例（以下「消防旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に消防新条例の適用を受ける者に支給された消防旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、消防新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。</u></p>	

大磯町職員の再任用に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 省略</p> <p><u>附則 (施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。 (経過措置)</u></p> <p><u>2～6 省略</u></p>	<p>第1条～第4条</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 省略 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p> <p>3・4 省略</p>